

公益社団法人砂防学会正会員各位

公益社団法人砂防学会代議員選挙管理委員会

委 員 長

堀 田 紀 文

代議員候補者の募集について(会告)

公益社団法人砂防学会定款第 11 条に定める代議員選挙のため、代議員選挙実施規程に基づき、代議員候補者を募ります。代議員選挙への立候補を希望される正会員は、下記のとおり、主たる所属支部として学会本部事務局に登録している所属支部の支部長まで応募してください。

記

1. 代議員候補者の要件

公益社団法人砂防学会の正会員であること。

役員（理事及び監事）とは兼任できません。また、次期役員候補者に推薦された方、次期役員候補者に立候補される方は代議員候補者になれません。

2. 応募の方法

代議員選出規程第 7 条第 2 項に基づき、様式 1 により、主たる支部として学会本部事務局に登録している支部（主たる支部）、主たる支部に登録していないが代議員選挙用に学会事務局に登録してある住所または登録していない場合は砂防学会誌の送付先住所（登録住所）の所在する支部の支部長が指定する宛先にメールで応募して下さい。

あなたの該当支部は 9 月下旬にメールでご案内した支部、訂正の要望を出された場合は当該支部となっています。詳しくは、別途会告される支部長からの案内をご覧ください。

3. 応募期限 令和 7 年 11 月 18 日（火）必着

4. 応募「届出」手順

- （1）「様式 1」の①欄を全て記入してください。
- （2）これをメールに添付して、支部長の指定した宛先に送信してください。
- （3）メールの件名は「〇〇支部代議員応募届出」としてください。
- （4）届出を確認するために「受信確認」のチェックを入れてください。
- （5）届出様式の添付以外に本文を掲載する必要はありません。

なお、以上の手順を遵守できていない場合は届出を受理しないこともあります。

5. 代議員候補者の選定等

支部の推薦する代議員候補者に対して、当該支部を主たる所属支部として登録している正会員、主たる支部として登録していないが代議員選挙用に当該支部を学会事務局に登録してある住所又は登録されていない場合は砂防学会誌の送付先住所の所在する支部である正会員による投票により、代議員を選出します。

6. 代議員の役割など

代議員の役割については、公益社団法人砂防学会定款に示されています。定款第21条によれば、代議員で構成する総会は定款の変更、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認、役員の選任又は解任等、学会の最高意思決定機関としての役割を有します。

7. 問合せ先

公益社団法人 砂防学会事務局

E-mail sabo274@abox3.so-net.ne.jp

TEL 03-3222-0747 FAX 03-3230-6759

以上